

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十二号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

北本市

### 二 作業種類

二級基準点測量

### 三 作業地域

北本市東間二丁目地内

### 四 作業期間

令和二年六月二十六日から令和三年三月十二日まで